

平成 28 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名 クレアホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 黒田 高史
(コード番号 1757 東証第 2 部)
問合せ先 取締役 岩崎 智彦
(Tel. 03-5775-2100)

当社の会計監査人に関するお知らせ

当社の会計監査人である「赤坂・海生公認会計士共同事務所」が日本公認会計士協会より、平成28年9月21日付で上場会社監査事務所の準登録事務所名簿から取り消されたことを確認したため、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査事務所概要

(1) 名 称	赤坂・海生公認会計士共同事務所
(2) 所 在 地	東京都千代田区平河町 2 丁目 8 番 10 号
(3) 業 務 を 執 行 す る 者	公認会計士 赤坂 満秋 公認会計士 海生 裕明

2. 日本公認会計士協会の公表内容について

(1) 掲載する事由

会則第 128 条第 2 項の登録審査の結果、上場会社監査事務所登録規則第 7 条第 1 項第二号に該当したため

(2) 事由発生年月日

平成 28 年 9 月 21 日

(3) 開示期間

上場会社監査事務所登録規則第 13 条第 1 項または第 2 項に基づく期間

(4) 情報更新日

平成 28 年 9 月 21 日

(5) 上場会社監査事務所部会への登録を認めないことになった理由

赤坂・海生公認会計士共同事務所は、平成 27 年度に日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第 128 条に基づき上場会社監査事務所名簿への登録の申請を行い、品質管理委員会は、会則第 122 条第 1 項に定める品質管理レビューを実施した。

この品質管理レビューの結果等を審査した結果、赤坂・海生公認会計士共同事務所の定めた品質管理のシステムは、品質管理の基準に適合しているとはいえず、また、レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、赤坂・海生公認会計士共同事務所が、品質管理の基準に適合した品質管理のシステムに準拠しているとはいえないため、上場会社監査事務所登録規則第 7 条第 1 項第二号に該当すると判断した。

このため、会則第 128 条第 5 項及び第 131 条第 4 項第二号の規定により赤坂・海生公認会計士共同事務所の上場会社監査事務所名簿への登録申請を認めないことを決定した。

3. 当社の見解及び今後の予定

当社は、平成 28 年 2 月 4 日開催の監査役会において、「赤坂・海生公認会計士共同事務所」を一時会計監査人に選任し、また、平成 28 年 6 月 29 日開催の第 52 回定時株主総会において会計監査人として選定し、同事務所による金融商品取引法及び会社法に基づく監査及び四半期レビューを受けております。

今般、同事務所の品質管理システムの不備により、日本公認会計士協会の登録者名簿から取り消し処分を受けたことは誠に遺憾であります。当社の会計に不備等があるものではなく、同事務所の品質管理システムの不備によることではありますが、当社では今回の事態により、来年度（平成 30 年 3 月期）以降の新たな会計監査人の選定が必要であり、検討を進めてまいります。

株式会社東京証券取引所上場規程第 441 条の 3 の規定により、上場内国会社は、上場会社監査事務所名簿または準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の監査を受けることが義務付けられております。上記により、上場会社監査事務所名簿または準登録事務所名簿に登録している監査事務所を会計監査人として選任する予定であり、詳細につきましては、今後、決まり次第お知らせいたします。

以上